入札公告の取消

令和元年７月12日
支出負担行為担当官
　中小企業庁長官官房総務課長　髙倉　秀和
◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13

平成31年４月25日付け（号外政府調達第77号・11ページ）掲載の「平成31年度中小企業支援プラットフォーム構築事業（電子申請ポータルおよび情報発信サイトの高度化）」についての入札公告を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術提案を共通化する２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。(詳細は入札説明書及び参考資料による。)

なお、希望工事のみに申請書を提出することもできる。

令和元年７月12日
　支出負担行為担当官
　　関東地方整備局副局長　加藤　雅啓
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第11号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
　①　川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部上部工事
　②　川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部上部工事（その２）
⑶　工事場所　川崎市川崎区京浜運河
⑷　工事内容
　①　川崎港臨港道路東扇島水江町線における主橋梁部は、複数工事により完成させることとしており、そのうち、本工事は、東扇島側の主塔部の工場製作工、主塔架設工、主塔現場塗装工、主塔付属物工、フーチング工、中央径間部の工場製作工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、橋梁付属物工、仮設工及び調査工を施工するものである。
　②　川崎港臨港道路東扇島水江町線における主橋梁部は、複数工事により完成させることとしており、そのうち、本工事は、水江町側の主塔部の工場製作工、主塔架設工、主塔現場塗装工、主塔付属物工、フーチング工、中央径間部の工場製作工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、橋梁付属物工、仮設工及び調査工を施工するものである。
⑸　工期　契約締結日から令和６年３月15日まで
⑹　本工事は、入札時に「技術提案（ＶＥ提案等の技術提案及び工事全般の施工計画）」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。
⑺　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札方式の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。
⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)を提出した者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。
⑼　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減じる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。(詳細は入札説明書による。)
⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札価格調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリング等を実施し、乖離理由を検討したうえで、場合によっては工事成績評定を減じる試行対象工事である。
⑿　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、申請書及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。)の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理)技術者は、公示年度の４月１日時点で満40歳未満の者とする。
⒀　本工事は、休日を確保した工事について工事成績評定を評価し、労務単価の補正を行う「休日確保評価型」の試行工事である。
⒁　本工事は、「若手技術者を配置」「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動を実施」について工事成績評定で評価する工事である。
⒂　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⒃　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⒄　本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。
⒅　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式(「個別合意方式」という。)を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式(「一括合意方式」という。)も可能とする。
⒆　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。
なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係）における平成31・32年度一般競争参加資格業者のうち港湾等鋼構造物工事の資格決定を受けている者であること。
⑶　関東地方整備局（港湾空港関係）における港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,100点以上の者であること。(会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等鋼構造物工事における客観点数が1,100点以上であること。
⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成11年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)
また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員が下記の施工実績を有すること。
　(ｱ)　下記(a)(b)を同一の工事で施工した工事